

労働保険年度更新のお知らせ

令和3年度の労働保険年度更新手続は6月1日から7月12日までです。

今年度の労働保険（労災保険・雇用保険の総称）の申告・納付の期間は6月1日から7月12日までとなっておりますので、熊本労働局総務部労働保険徴収室又は県内最寄りの労働基準監督署、若しくは日本銀行歳入代理店の金融機関又は郵便局（ただし、口座振替のご利用者を除く）で申告・納付してください。

また、6月24日から7月8日にかけて県内各地で開催する集合受付会場においても申告できますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により予定を変更する場合がありますので、申告書の提出は郵送や電子申請もご利用をお願いします。

（集合受付の日程などは事業主の皆様にお送りする申告書に同封の「熊本労働局からのお知らせ」をご覧ください。返信用封筒も同封しています。なお、集合受付の最新の開催予定や電子申請などについては、『熊本労働局』のキーワードで熊本労働局ホームページをご参照ください。）

年度更新手続を怠りますと、「国」が職権で申告すべき正しい労働保険料の額を決定したうえで追徴金を徴収することがありますので、必ず期限内に申告・納付されますようお願いいたします。

労働保険は、農林水産業の一部を除いて、一人でも労働者を雇用している場合（パートやアルバイトの方を含む）は、必ず加入しなければならない制度です。労働者を雇用している事業主の皆様で、まだ労働保険の加入手続がお済みでない場合は、最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）にご相談のうえ、速やかにご加入いただくようお願いいたします。

- 「年度更新申告書」の記載方法についてのお問い合わせは、
 - ・ コールセンター
電話 0800-555-6780
- その他「年度更新」については、
 - ・ 熊本労働局総務部 労働保険徴収室
電話 096-211-1702
又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。